

平成十六年十一月二十四日提出  
質問第五〇号

シベリア抑留日本人死没者の慰霊碑建立に関する質問主意書

提出者 松崎 哲久

## シベリア抑留日本人死没者の慰霊碑建立に関する質問主意書

一 埋葬地調査についてその実状と詳細を明らかにされたい。

厚生労働省は平成四年以降、戦後旧ソ連邦地域に抑留され死没した日本人の埋葬地調査と遺骨収集を行っている、五八二箇所、四八九箇所について調査を終え、一三一箇所の埋葬地で遺骨収集を終えている（平成十二年度厚生労働省調査）。しかし、埋葬地が当時の地形と大幅に変わり特定できず、或いは開発されていることから収集が不可能な実状であると聞いているが、詳細をお伺いしたい。

二 遺骨収集についての今後の方針を明確にされたい。

厚生労働省は、その後の取り組みの方針として、平成十四年度までに遺骨収集可能な埋葬地の遺骨収集を概ね終了すると表明しているが、その後の状況をお伺いしたい。

三 小規模慰霊碑建立計画について説明願いたい。

旧ソ連邦地域については埋葬地のある共和国・地方・州に小規模慰霊碑を建立することとし、平成十五年までに五箇所を建立している。小規模慰霊碑の建立は厚生労働省とロシア連邦の各地方政府との間で交換された「抑留中死亡した日本人のための慰霊碑建立についての合意書」に基づいたものであるが、今後

の計画について説明願いたい。

四 小規模慰霊碑の建立が中断されている。目下外交ルートで交渉中と聞いているが、その見通しはどうかお伺いしたい。

小規模慰霊碑の建立はロシア連邦の共和国・州・地方などの首都を中心に二八箇所の予定であり、まだ二四箇所が残されている。しかし、平成十四年度以降ロシア連邦で土地の賃借関係についての法改正があり、若干の法的整備と解釈上調整を要することになり、建立は平成十四年以降中断されたままで、日ロ両国の外交ルートで懸案事項となっている。今後の見通しについてお伺いしたい。

五 イルクーツク市マラトボ墓地の撤去後の処置について、厚生労働省のお考えをお伺いしたい。

昨年、イルクーツク市マラトボ墓地が撤去された。イルクーツク州には埋葬地が七一箇所あると言われているが、墓地の体をなしているのはこのマラトボ墓地とバイカル湖畔のレストビアンカ墓地だけで、同州を訪れる訪口の日本人が必ず参拝する墓地であった。撤去の理由と今後の処置についてお伺いしたい。  
右質問する。